

空き家・空き店舗バンク Q & A

～空き家・空き地・空き店舗を売りたい方、貸したい方編～

Q 1. 羽幌町に住民登録がなくても空き家・空き店舗バンクに登録することは可能ですか？

A. 羽幌町内（離島地区も含む）に空き家・空き地・空き店舗を所有している方なら住民登録に関係なく空き家・空き店舗バンクの登録は可能です。

Q 2. 空き家・空き店舗バンクに登録できるのはどのような土地・住宅・店舗ですか？

A. 以下の条件を満たしている土地・住宅・店舗が対象となります。

土地 ①住宅を建設するのに必要な2m以上の接続道路があること

②接続道路がない場合、隣接する土地を使用しなければならないため使用する土地所有者から承諾を得ていること（トラブルを避けるため）

住宅 ①個人が居住目的として建築し、現に人が住んでいない（近く居住しなくなる予定のものを含む）町内に存在する建築物。ただし、アパートを除く。

②建物の安全性に問題がないこと

③居住する場（居室・便所・台所・風呂など）として機能する建築物。

店舗 ①事業用に建築されたもので、現に使用されていない（近く使用しなくなる予定のものを含む）町内に存在する建築物。ただし、賃貸を目的とする建物を除く。

②建物の安全性に問題がないこと

Q 3. 空き家・空き店舗バンクに登録するのに必要な書類はありますか？

A. 以下の書類が必要です。

①空き家・空き店舗バンク登録申込書（別記様式第1号）

②空き家・空き店舗バンク登録カード（別記様式第2号）

※書類はホームページからPDF又はWord版での印刷可能です。記載例も掲載してますので参考にしてください。

羽幌町ホームページ⇒「空き家・空き店舗バンク」⇒「登録申込書・登録カード」

※空き家・空き地に関することは町民生活係宛て、空き店舗に関することは商工労働係宛てに書類を持参、郵送、メール、FAXにて提出してください。

※印刷できない環境の方は書類を郵送しますのでご連絡ください。

Q 4. 空き家・空き店舗バンクの登録期間は何年ですか？

A. 登録完了から2年間です。2年が経過するとホームページから削除されますが再登録（再申請必要）することも可能です。

Q 5. 空き家・空き店舗バンクに登録する際に登録料はかかりますか？

A. かかりません。ただし、間接型を選択した場合、交渉が成立すると宅地建物取引業法で定めた「仲介手数料」を宅地建物取引業協会（宅建協会）旭川支部留萌分区に支払う必要があります。

Q 6. 空き家・空き店舗バンクに登録する際、売買・賃貸の両方で登録したいのですが可能ですか？

A. 売買・賃貸の両方での登録が可能です

Q 7. 空き家（空き店舗）の敷地内に車庫や物置がありますが、一括して空き家・空き店舗バンクに登録することは可能ですか？

A. 車庫や物置は空き家（空き店舗）の付属物として取り扱いますので可能です。ただし、車庫・物置のみを登録することは出来ません。

Q 8. 空き家（空き店舗）を所有しています。空き家（空き店舗）の土地が借地（第三者所有）ですが、空き家・空き店舗バンクに登録することは可能ですか？

A. 登録できません。

Q 9. 家屋（店舗等）の中に家財・家電製品等が残っていますが登録することは可能ですか？

A. 家財・家電製品等がない状態での申込みをお願いしておりますが登録自体は可能です。ただし、家財等がない状態での引き渡しが原則となりますので、所有者に責任をもって処分していただきます。なお、利用希望者の意向でそのまま使用しても構わないのであれば双方で協議していただくことになります。

Q 10. 状態の悪い建物を空き家・空き店舗バンクに登録することは可能ですか？

A. 老朽化の著しいもの又は大規模な修繕を必要とする建物については登録対象外となります。

Q 1 1. 羽幌町で売買・賃貸契約の仲介をお願いできないですか？

A. 空き家・空き店舗バンクは空き家・空き地・空き店舗を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方との物件情報の紹介であって契約の交渉は登録者と利用希望者との間で行うものであり羽幌町では一切関与しません。またトラブル等についても同様です。

Q 1 2. 両親が所有する空き家・空き地・空き店舗を登録することは可能ですか？

A. 登録するには原則、所有者本人からの申請が必要です。ただし、所有者が死亡や病気等で申請できない場合は相続代表者が所有者に代わって申請することは可能です。申請には登録申込書・登録カードに加え所有者との関係がわかる書類（戸籍謄本など）が必要になります。また、利用希望者と売買契約を行う際に所有権を整理しておく必要があるため契約成立前までに移転登記を済ませることも登録条件となります。

Q 1 3. 空き家等が未登記の場合、空き家・空き店舗バンクに登録できますか？

A. 原則登録できませんが、売買契約成立前までに登記を行うことなどを条件に登録できる場合があります。

Q 1 4. ホームページで公開される情報はどこまでですか？

A. ホームページでは以下の情報を掲載します。この他に特筆すべき点があればそちらも掲載します。

①空き家・空き店舗バンク登録番号

②物件の詳細（建物外観写真、リビング、キッチン、トイレ、浴室等の内装写真）

※内装写真は登録者から提供のあったものに限る。

③物件の概要（所在地、種類、建築年、構造・規模、売却・賃貸価格、土地・建物面積、間取りなど）

④物件の設備（電気、ガス、風呂、水道、トイレ、車庫、庭の有無）

⑤交渉方法（直接型、間接型）

⑥主要施設（役場、バス停、小・中学校、病院、スーパーなど）へのアクセス

Q 1 5. 空き家・空き店舗バンクに登録した後に、変更や取消したい場合は、どうすればよいですか？

A. 以下の書類が必要となります。

変更の場合 ①空き家・空き店舗バンク登録変更届出書（別記様式第4号）

②空き家・空き店舗バンク登録カード（変更箇所のみ記入）

取消の場合 ①空き家・空き店舗バンク登録取消願書（別記様式第6号）

※書類はホームページからPDF又はWord版での印刷可能です。記載例も掲載していますので参考にしてください。

羽幌町ホームページ⇒「空き家・空き店舗バンク」⇒「登録変更届出書、登録取消願書」

※空き家・空き地に関することは町民生活係宛て、空き店舗に関することは商工労働係宛てに書類を持参、郵送、メール、FAXにて提出してください。

※印刷できない環境の方は書類を郵送しますのでご連絡ください。

問合せ先

住 所：〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1 羽幌町役場

▷ 空き家対策補助金・空き家に関すること：町民課町民生活係

T E L：0164-68-7003（直通） F A X：0164-62-3206

Eメール：c-seikatsu@town.haboro.lg.jp

▷ 空き店舗に関すること：商工観光課商工労働係

T E L：0164-68-7007（直通） F A X：0164-62-1219

Eメール：s-roudou@town.haboro.lg.jp